



わく!! 情報広場



休日・夜間納税相談

▼休日納税相談

とき 4月30日(日)午前8時30分～午後5時
ところ 納税課

▼夜間納税相談

とき 4月10日(月)午後5時15分～9時
ところ 納税課

最終日曜日市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。4月は30日(日)です。

開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

上下水道料金夜間窓口

毎月、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。4月は25日(火)・27日(木)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48) 0050・FAX(48) 01200



不動産無料相談室

とき ①4月4日(火) ②5月2日(火)午後1時～4時(毎月第1火曜日)

ところ 市役所第二庁舎①2階第1会議室A ②1階第5会議室

内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど
問合せ (公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部 ☎(31) 1157

建築無料相談室

とき ①4月4日(火) ②5月2日(火)午後1時～4時(毎月第1火曜日)

ところ 市役所第二庁舎①2階第1会議室A ②1階第5会議室

内容 建築物の新築・増築・改築・リフォーム・耐震相談など

問合せ 建設埼玉埼玉地区本部 ☎(34) 3335、埼玉土建久喜幸手支部 ☎(59) 3812、(一社)埼玉建築士会杉戸支部・幸手部 ☎(48) 0875

上下水道料金の徴収委託

上下水道の検針および料金の徴収事務については、平成32年3月まで㈱日本ウォーターテックスに委託しています。

※料金の支払い方法には、口座振替または納入通知書があります。

○口座振替/指定金融機関窓口で、口座振替依頼書に必要事項を記入・押印の上、手続きをお願いします。

○納入通知書/通知書に記載された水道事業収納取扱金融機関および指定コンビニエンスストアをご利用ください。

▼水道管理課からお願い

水道水が供給されている建物の解体や敷地の整地の際、水道メーターが支障となる場合には、事前に水道管理課へご連絡ください。※設置された水道メーターを破損・紛失した場合は、補償していただきますのでご注意ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48) 0050・FAX(48) 01200

就学援助の申請受付

対象 小・中学生がいる家庭で学用品や給食費などの支払いが困難な家庭に、費用の一部を援助します。

・生活保護が停止・廃止された家庭
・市民税が非課税・減税された家庭
・児童扶養手当の支給を受けている家庭

・特別な事情(災害など)が理由で経済的に支払いが困難な家庭

申請期限 4月28日(金)まで

※期限後の申請の場合、申請月の翌月分からの支給になります。また、一部援助できないものもあります。

申請方法 申請書(各学校で配布)に必要事項を記入、押印(スタンプ式不可)の上、学校教育課または各学校へ

添付書類 賃貸住宅在住の場合、契約書、家賃通知書などの写し

※毎年度、申請が必要です。また、認定審査には、市民税の申告内容を参考にしますので、必ず申告をしてください。

問合せ 学校教育課 内線634・FAX(43) 3188

くらしの110番

在宅ワークのトラブルに巻き込まれないようご注意ください!

【事例】

インターネットで在宅ワークを検索し、「在宅コールスタッフ募集」の会社を見付け、応募して採用された。大手電話会社から提供されたという顧客リストを使いマニュアル通りに電話をかけ、そのパンフレットを送るというものだった。電話は必ず番号非通知にし、相手が一人暮らしと分かったときは報告することを指示されていた。

しかし、その後、会社とは連絡がつかなくなり、賃金が支払われていない。大手電話会社にお問い合わせみると、その会社とは無関係とのことで、どうやら騙されてしまったようだ。もしかすると一人暮らしを狙った悪質商法に加担してしまったのかもしれない。

在宅ワークに就く条件として、高額な登録料、講習料、教材代の支払いの要求や、その支払いのための借金の強要などの消費者トラブルが増えていきます。

【消費者へのアドバイス】

①「誰にでもできる」「簡単に収入

市役所の代表電話は☎0480(43)1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)
(開庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)

軽自動車税 グリーン化特例の延長

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、特例措置期間が1年延長になりました。

平成28年4月～平成29年3月に新規取得した三輪以上の軽自動車のうち、一定の環境性能を有する車両について、平成29年度軽自動車税に限り特例が適用されます。

※燃料基準の達成状況は、自動車車検証の備考欄に記載されています。詳細については、5月上旬に届く納税通知書同封の資料を参照してください。

問合せ 税務課 内線134・FAX(43)1125

固定資産税資料の 縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿および固定資産課税台帳(名寄帳)について、つぎの期間中、無料で縦覧・閲覧することができます。

期間 4月3日(月)～5月31日
(水)午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜、祝日を除く

※固定資産課税台帳(名寄帳)は、1年を通じて閲覧できますが、

右の期間外に閲覧する場合は

■2月の幸手市内の消防出動件数／救急車出動件数202件(急病123件、交通事故10件、その他69件)

火災発生件数4件 火災と救急は119番(火災発生時のお問い合わせは☎(42)9119(幸手消防署))

手数料がかかります。

ところ 税務課

対象 ○土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧／固定資産税の納税者

とその同居の親族、または、納税管理人

○固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧／固定資産税の納税義務者

とその同居の親族、または、納税管理人、借地借家人

持ち物 運転免許証など本人確認書類(右記の対象者以外の人

は、委任状が必要です)

問合せ 税務課 内線137・FAX(43)1125

児童扶養手当・特別児童扶養手当支給額の改定

4月から、支給額が改定されましたのでお知らせします。

支給月額	
改定前	改定後
児童扶養手当(児童1人の場合)	
42,330円 ～9,990円	42,290円 ～9,980円
特別児童扶養手当(1級)	
51,500円	51,450円
特別児童扶養手当(2級)	
34,300円	34,270円

問合せ 子育て支援課☎(42)8454・FAX(42)2130

司法書士・土地家屋調査士 合同登記相談会

とき 4月20日(木)午後1時～4時

ところ 市役所第二庁舎2階第2会議室

内容 遺産分割、遺言、相続、分筆、地目変更など

定員 9人(先着順)

問合せ 埼玉司法書士会埼玉支部☎(25)1271、埼玉土地家屋調査士会埼玉支部☎(85)6868

行政書士無料相談会

とき 4月18日(火)午後1時30分～4時

ところ 市役所第二庁舎2階第2会議室

内容 相続、遺言、生前贈与、金銭貸借などの問題、会社設立、農地転用、交通事故示談、外国人に関する手続きなど

問合せ 埼玉県行政書士会春日部支部☎048(737)5615

市民農園利用者募集

貸付期間 5月1日(月)～平成30年3月31日(土)

ところ 大字幸手2814-1

募集区画 5区画(30㎡/区画)

使用料 1区画7000円/年

※年度途中からの利用の場合は、月割計算した金額となります。

申込み 4月21日(金)までに電話

※申込み多数の場合は抽選

問合せ 農業振興課 内線535・FAX(43)1123

喫煙マナーの徹底を

▼歩きたばこはやめましょう

火の点いたたばこは約700℃になります。手を下げると小さな子どもの顔の高さとなり、大変危険です。また、煙や灰は周辺の人に不快な思いをさせてしまいますので、歩きたばこはやめましょう。

▼ポイ捨てはやめましょう

吸い殻のポイ捨ては火災の原因となるほか、街の美観を損ねます。喫煙者は携帯灰皿を持ち歩き、ポイ捨ては絶対にやめましょう。

▼吸わない人への配慮を

不特定多数の人がいる場所では喫煙を極力控え、喫煙する場合でも、周囲の人に煙や灰がかからないように配慮をお願いします。

問合せ 環境課☎(48)0331・FAX(48)2226

テレパル50幸手市2017 訂正のお知らせ

テレパルの2ページに掲載された電話番号に誤りがありました。正しくは、つぎの通りです。

○社会教育課 郷土資料室

☎0480(47)2521

※月曜～金曜日午前8時30分～午後5時15分

問合せ 社会教育課 内線643・FAX(42)5803

が得られる」といった甘い言葉には十分注意しましょう。

②在宅ワークを始めようとするときには、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」などを参照してみてください。

③登録料、講習料、教材代などの名目でお金を支払った場合には、クーリング・オフが可能な場合もあります。

④仕事の内容をよく確認しなかったために、自分が悪質商法に加担してしまうことがあります。仕事を始めようとするときに高額の負担を要求されたら、「これは怪しい」と一旦冷静になることが重要です。

⑤こうしたトラブルに遭ってしまった場合や「怪しげなビジネス」など疑問を感じた場合には、消費生活センターに相談してください。

問合せ 消費生活センター(市民協働課内)内線192・FAX(44)0257(毎週月曜・水曜・木曜・金曜日午前10時～正午、午後1時～3時30分)

消費生活支援センター春日部☎048(734)0999・FAX048(739)1152